九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

佐賀県下の青年団における集団勤行

田代, 武博
九州大学大学院人間環境学研究科教育社会計画学講座 : 助手 : 教育社会史

https://doi.org/10.15017/954

出版情報：大学院教育学研究紀要. 1, pp.159-171, 1999-03-31. 九州大学大学院人間環境学研究科発達・社会システム専攻教育学コース
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

九州大学大学院教育学研究紀要，1998，創刊号（通巻第44集），159－171
Res. Bull. Education., Kyushu U., 1998, Vol.1, 159－171

佐賀県下の青年団における集団勤行

田　代　武　博

はじめに

日露戦争以後の国民教化政策において青年団の組織化は常に最重要視されてきたが，国民精神総動員運動期における青年団指導では戦争遂行に直接に結びつく事業項目が新設・増加され，またかねて行われてきた勤労奉仕的事業が特に推進された。勤労奉仕的事業の面に関する中央からの指導は，大日本連合青年団による「青年勤労奉仕指導方針」〔1938（昭和13）年4月〕，文部次官通牒「集団的勤労作業運動実施ニ関スル件」〔1938（昭和13）年6月9日〕，文部次官通牒「集団勤労作業実施ニ関スル件」〔1939（昭和14）年3月31日〕などのかたちで具体化された(1)。

これらの通牒等を受けて，府県レベルではより具体的な指導策が打ち出された。青年団の活動においてはその活動が「自主」的であり，「郷土ニ適切ナル経営」がなされることが政府，大日本連合青年団においても推進されてきたから，青年団の組織化への指導は各道府県・各市町村によっていろいろな形態をとった(2)。したがって，青年団組織化においては，中央の指導が道府県・市町村の指導者によってどう具体化されるかが重要なポイントであった。

佐賀県での集団勤労作業は，日の丸集団勤行運動という具体的形態をとって展開された。この運動では，文字通り，活動する際に日の丸の旗を掲揚することが標榜され，また集団勤労作業に「勤行」という意味が付与された。その二つの特徴は，いずれも先に掲げた中央からの指導段階において示された事柄ではない。この運動がどういう背景の中で起こってきたのか，また，実際にどう展開したのかをあとづけていくことにより，県・町村の青年団指導段階における中央の青年団指導方針具体化の仕組みを考察することができよう。本稿では，以上のような課題意識から，この日の丸集団勤行運動の理念・背景・実践を明らかにしていく。

なお，本稿の中の史料引用では，旧字体を新字体に改め，ルビがふってある漢字においてはルビを省略した。

1．日の丸集団勤行運動の理念

1938（昭和13）年6月22日，佐賀県通牒（学第九四二号）「集団勤行運動要旨」が発表された。この「要旨」の中に記される運動の「趣旨」では，日中戦争を「聖戦」として正当化する文言につづけて「堅忍持久時艱ヲ克服」し「集団勤行運動ヲ起シ一致団結厳然ト大地ヲ踏ミ締メ，団体精神ヲ発揮

シ，集団勤行ニヨリ生活ノ本城タル郷土ノ振興ヲ図リ，堅実ナル国土守護ノ実ヲ挙ゲントス」[3]と，「一致団結」すること，「団体精神」を発揮することが強調される。

具体的に実施する事業項目としては，「公園，運動場，広場，公会堂，集会場等公共設備ニ関スル作業」，「神社，寺院等ノ境内ノ清掃修理」など，比較的軽微な作業である社会奉仕的事業から，時局を反映した「森林，治水事等」，「道路改修，埋立等ニ関スル土木作業」，「開墾」などの国力保持増進・身体鍛錬にかかわる事業，そして「防空防護ニ関スル設備」，「軍用品ニ関スル簡単ナル作業」などの直接軍事的目的にかかわる事業まで，あらゆる作業が挙げられている。

趣旨レベル・事業項目レベルにおいては他の道府県でこの時期に掲げられたものと大同小異である。日の丸集団勤行運動がその特徴を顕現するのは，次に挙げる実施要項においてである。

実施要項

1．日の丸中心報国運動タルコト

国旗ノ下ニ集リ修養勤行ニシテ行事ノ前ニハ必ズ国旗ノ掲揚又ハ樹立ヲナシ行進ノ際ニハ国旗ヲ先頭ニ押立テル等常ニ国旗ヲ中心ニ実施スルコト

2．集団勤行タルコト

個人的ナル自由行動ニ非ズシテ統制アル団体活動ヲナシ秩序整然タル団体訓練トシテ実施スルコト

3．修養訓練タルコト

単ナル労働奉仕ニ非ズ，神社，寺院，クラブ，広場等ニ整列シ隊伍ヲ整ヘ君ヶ代斉唱，遙拝，礼拝，祈願，黙祷，信條，朗読等ノ修養行事ヲ行ヒタル後一斉ニ勤労作業ニ移リ最後ニハ団歌合唱，万歳等ヲ行ヒテ後解散ス

4．無言ノ勤行タルコト

作業中ハ絶対無言ニシテ全心全力ヲ傾注シテ一心不乱ノ行即事業タルノ真価ヲ発揮スルコト

5．永遠ノ運動タルコト

一時的感激運動トナリ少時ニシテ冷夏ユルガ如キコトナク郷土永遠ノ振興ヲ期スル如ク永続的愛国運動タルコト

この実施要項において，運動においてなされるべき事柄が具体的な「かたち」として示されている。ここで挙げられる「かたち」を見ると，日の丸の掲揚・押立をはじめ，整列，万歳，無言など，勤労奉仕的行事に儀式的性格を盛り込むものとなっている。日の丸を掲揚すること自体は，教化動員運動の頃から「国体観念ヲ明徴ニスル」ための手段として大日本連合青年団大会でも指導を徹底するよう議決されてきたことであった[4]。ただし，それは祝祭日や記念式典など儀式において掲揚を徹底させるというニュアンスが強く，祝賀や記念の意味を持たない勤労作業の場で日の丸掲揚をするようにという論調にまでは至っていなかった。国民精神総動員運動の過程でも国旗掲揚運動が実施されたが，これも祝祭日における日の丸掲揚の督励を趣旨としていた。「常ニ国旗ヲ中心ニ実施」されようとする日の丸集団勤行は，掲揚の頻度を促進するという点では中央の指導を一歩進めるオリジナルな対応であった。しかし，これは別の視点から見れば「勇み足」ともなりかねないものであった。即ち，中

央が祝賀や記念の場に日の丸の掲揚を限っていたのは,「国旗の尊厳を保つためには，国旗の濫用は慎むべきで営利的の広告に用ひたり，場所柄を弁へぬ装飾や，玩具用にしてはゐけない。」(5)という認識が中央にあったからである。野外での土木作業などに日の丸を持ち出すことは，それをぞんざいに扱っていると見なされたとしても決して不思議ではなかったであろうが，そういう事態には至らなかったということは，集団勤労作業が「勤行」であると位置づけられ，そこに儀式的要素が盛り込まれたことにも大きな意味があったのではないだろうか。

また，勤行に関しては，まず，個人的でなく，集団，団体で実施することが強調され，そして「単ナル労働奉仕」ではなく,「絶対無言ニシテ全心全力ヲ傾注シテ一心不乱ノ行即事業」たることが望まれており，青年たちの精神面にもたらされる「行」としての実際の効果が強く期待されていたことがうかがえる。

2．町村レベルでの理念の具体化

―杵島郡須古村青年団における集団勤行研究―

「集団勤行運動要旨」が発表される三週間ほど前（６月３日）に，県通牒「農繁期青年学校ノ勤労奉仕活動ニ関スル件」が出されている。この通牒は青年学校長にあてたもので「農繁期勤労奉仕ノ具体案ヲ作製シ之ヲ報告」するようにという趣旨のものだが，その前書きに「目下各学校ヨリ提出中ノ昭和十三年度学校経営計画案ヲ検討スルニ多クハ一般抽象的記述ニシテ深刻ナル事変下ノ青年教育上其ノ活教材タルベキ勤労奉仕活動ノ明瞭ナラザルモノ少カラズ」(6)とあり，時局への対応が何らかの具体的な施策によって明示されることを県は求めていたのである。ここから，県が各青年団における集団勤行運動の実践にも同様の具体性を期待したであろうことが推測できる。

杵島郡須古村青年団は1940（昭和15）年３月に佐賀県連合青年団から嘱託された勤行研究発表会を実施し，報告書『青年団集団勤行ニ関スル研究』を発行した。すなわち，須古村青年団は，県の指導を一層具体化していくことをその使命としたのである。須古村では1936（昭和11）年にも青年学校が県の嘱託により「精神訓練を主としたる学校経営」に関する研究を発表している。また当時，須古村には塾式教育で名高い青年学舎が設立されており，社会教育分野における模範的な地域だとみなされていた。そういう理由から白羽の矢が立ったものと考えられる。

須古村青年団では，勤行の目的は「腹の出来た人物」,「胆力」のある人間を育て上げることであるとされる(7)。勤労青年だれもが積極的に実行に乗り出せるようにするには，鍛錬の次元は頭（知育）の次元に設定されるのは適当でない。そういう意味で「腹」という次元を鍛え上げる，という論理は勤労青年を積極的に勤行に参加させるための重要な提案であった。「学生や生徒児童にとつては或は単なる作業も勤行となり得るであらう。然し日々を勤労に送つてゐる青年に於ては単なる作業では勤行とはなり得ない。」(8)という認識がしめされることから勤労青年と中学生との差異が充分に考えられたうえで「腹」の鍛錬が提唱されていたのである。

では，勤労青年に要求される単なる作業ではない「勤行」は何かと言えば,「或特殊な宗教的行と

か専問(ママ)的な難行苦行を指して言ふのではなく，集団的な連絡統制の下に行はれる一切の生活行動は皆これ行であると言ふ意味で，現実の人間生活に即した広い意味の修養に帰着しなければならない」(9)とされる。加えて，今日集団勤行が最も完全に実施されているのはおそらく禅堂生活と軍隊生活だと述べられることから，須古村青年団の勤行研究は何らかの特定の宗教の「勤行」を志向しているのではない。「フレーベルが神の本質を労働なりといつたのも斯の如き勤行であつて，此の勤行こそ神の道へ通ずる唯一のものである。」(10)という解釈や，道元，佐藤一斎ら諸人の言葉が「つまみ食い」的に援用されながら解説が進んでいる。

しかし，須古村青年団の勤行研究は単なる諸説の寄せ集めというわけではない。特に勤行の核心的部分の説明では，「具体的勤行の内容は抽象的な知解を許さぬ。絶言的で論理や概念では規定し得ないのであるから形式が必要となつて来る」(11)とされ，理論的根拠をあえて持たない態度がしめされるのである。このようにして，自ら勤行が「形式」によって規定されることを選択したのである。これによって，県通牒「集団勤行運動要旨」の「実施要項」において示された日の丸押立，無言，礼拝，万歳などの「かたち」は問題無く受け入れられることとなった。だが，研究報告書という建前を持つ以上，ある「形式」の重要性を主張する場合に説明ぬきというわけにはいかず，たとえば次に示すように無言という「形式」については論理の飛躍が否めないが，一応根拠らしきものが述べてある。

> 苦楽順逆は対立関係があるから起る問題で，苦悶の時は苦悶の絶対になり切り順境の時は順境の絶対になり切つたならば何処に楽しみがあり苦しみがあらうか。又何処に逆境があり順境があらうか。身心一向の行であり三昧無礙の境地である。此処に勤行には無言が要求せられなければならぬ。抽象的立場に立つ人には口が多すぎる(12)。

ここには，作業に集中しないで言葉を発することに対する批判というよりむしろ不平不満を口に出すことに対する批判が読みとれ，作業に集中して行としての効果を高めるための無言ではなく，日常生活における無言が要求されているものと解釈できる。この論拠が何処にあるのかはここからだけでは判断できないが，こういう説明が説得力を持つという認識を須古村青年団が持っていたことは「口を慎む」ことを重んずるような風潮があったことを推察させる。

いずれにせよ，須古村青年団が，勤行とは「絶言的」だと言い切ったことは，どんな反論に対しても逃げ道を確保したといってよいであろう。

3．日の丸集団勤行運動の背景

（1）県庁の率先垂範による日の丸尊崇

日の丸集団勤行運動の直接の契機は，1938（昭和13）年6月の集団的勤労作業に関する文部次官通牒であったと考えられるが，佐賀県では日の丸尊崇を強調する動きがそれよりも少し前に起こっていた。他県同様，佐賀県でも日中開戦直後より国民精神総動員運動の趣旨に沿う活動が続けられていたが，小山佐賀県知事は，県の職員として運動の企画・助成等，本来の職務を通して国民精神総動員運動の「実践躬行」をすすめるというより，県民に奨励することはまず県庁の職員が実践するという

「率先垂範」的「実践躬行」をすすめていた。その様子はたとえば県庁職員の口から文部省に対して次のように報告されている。

> 十月十三日より十九日に亘る強調週間の如き，毎朝全庁員　御真影奉安殿前に集合し，週間中の諸行事を励行せしは固より，時局生活の日には，全庁員残らず，戊申　詔書を謹写して聖旨を奉戴し，出動兵への感謝の日には，各自一個宛の慰問袋を作り，慰問状を発送し，神社参拝戦没勇士を讃ふるの日には，午前七時より知事を先頭に全庁員隊伍粛々，佐嘉神社及市内の各神社に参拝して，皇軍将兵の武運長久を祈り，或は各課に神棚を齋祀し，節酒節煙献金箱を常設する等，専ら卒(ママ)先躬行の範を示せり(13)。

その率先垂範の一環として1938（昭和13）年５月に，日の丸尊崇の姿勢を強調する「日の丸弁当貯金」が実行された。またその後，知事自身が頭髪を丸刈りにし，日の丸弁当をつつく姿が新聞に報道されたりもした。こうした背景から集団勤労作業が日の丸尊崇の運動と結びつくに至ったと推察される。

なお，1938（昭和13）年６月の通牒は「集団勤行運動要旨」という名称で発されていたが，同年８月の通牒照会（学第九四一号）では「日の丸集団勤行運動実績調査ニ関スル件」と表記されており，運動途中で県の側から日の丸掲揚が改めて強調されるという事態も生じていた。

（２）大倉邦彦の「行」の教育論の影響

塾式教育が盛んに行われるようになっていたこの時期，教育を「行」と結びつけて考える論は随所で提唱されていた。また，青少年の勤労作業においてもそれを「集団勤行」と称する例は東京日日新聞社提唱の運動などにおいてみられた。こうした動きが，佐賀県における集団勤労作業が集団勤行だと銘打たれる背景にあった。ただ，佐賀県の教育指導者が「集団勤行」という概念ないし表現に注目するに至る過程においては，「行」の教育を主張していた大倉精神文化研究所所長大倉邦彦と県との関係が大きな意味をもったと考えられる。

佐賀県神埼郡西郷村に生まれ，佐賀中学校，東亜同文書院で学んだ大倉邦彦は，大倉洋紙に入社後，専務取締役として働くかたわら，日本精神の研究をすすめた。1932（昭和７）年に大倉精神文化研究所を設立（同時に所長に就任）し，そこで日本精神講習会や大倉山修養会を重ね，1937（昭和12）年には東洋大学学長に就任した。大倉はその研究活動の中で，学生の修養や勤労作業についての宿泊式講習会，研究会を開いており，その成果を，雑誌論文や『中等学校に於ける行の教育』（大倉精神文化研究所内中等教育談話会編，1934年）というかたちで公にしている。

更に大倉は，1928（昭和３）年１月，郷里の佐賀県神埼郡西郷村に農村工芸学院〔1931（昭和６）年４月より国民女子工芸学院と改称〕を設立し，「確固たる人生観と職業観に目醒めたる家庭婦人の養成」を目的に掲げた教育を実施しており，同学院は協調会がまとめた『農村に於ける特色ある教育機関』（1933年），『農村に於ける塾風教育』（1934年）においても紹介されていた。

以上のように青年に対して「行」の教育をすすめていた大倉と佐賀県との接触が佐賀県立春日山道場を通して生じた。佐賀県では1938（昭和13）年１月末に県立春日山道場を竣工させた。道場の建設

企画段階〔1936（昭和11）年７月〕において奥田佐賀県学務部長は大倉邦彦へ佐賀県立春日山道場建設費の寄附についての交渉をなし，6,500円の寄附を受けた。また大倉は，1940（昭和15）年10月にも道場附属の作業地（七反五畝）を寄附している(14)。春日山道場の道場長には落成から1939（昭和14）年６月まで学務部長が就任しており，「集団勤行運動要旨」を発した学務部長柳川久雄も道場長を兼任していた。彼ら県教育の指導者が大倉の活動ぶりを知らずにいたとは到底考えがたく，逆に，郷土出身の青年修養の専門家である大倉の思想と実践に沿うような集団勤労作業のあり方を選択していったことが，充分に考えられるだろう。次に掲げる春日山道場の「目的」にも，「行」の生活により不動の信念を養うことが挙げられている。

第一條　本道場ハ左ノ道場精神ヲ養成スルヲ以テ目的トス。

一．国体観念ヲ明徴ニシ至醇ナル日本精神ヲ顕揚シ以テ皇運扶翼ノ責務ヲ完ウス

二．県民性ヲ助長矯正シ県風ヲ作興シ和衷協同以テ郷土ノ発展ニ努力ス

三．力強キ体験的行ノ生活ニ依リ深ク自己ヲ内省シ正シキ人生観ヲ確立シ不動ノ信念ヲ養ヒ以テ日々ノ職務ニ邁進ス(15)

しかし，大倉をメンバーの筆頭とする中等教育談話会が勤労教育について論じた『中等学校に於ける行の教育』（1934年）の中に「行」という語はあるが，「勤行」という語はない。大倉は自著『勤労教育の理論と方法　―宗教的行としての集団勤行―』の中で「集団勤行」という言葉を使って勤労奉仕活動について論述しているが，本著が発行されたのは，日の丸集団勤行運動が開始された後（1938年10月）のことである。また，たとえば，この著のサブタイトルに「宗教的行としての集団勤行」という一見屋上屋を架したような表現があったり，本文中に「近来，勤労奉仕・集団勤行が文部省当局の通牒によつて，全国的に実施されつつある」，「労作教育にせよ，勤労奉仕にせよ，或は又集団勤行にせよ，日本固有の行の教育に比較すれば，平面的なもので，深味を伴はない傾向を持つて居る」と述べられたりするなど，「集団勤行」に対して大倉は肯定的評価を与えてはいない(16)。

したがって，佐賀県の指導者は具体的に大倉の理論を信奉するわけではなかったが，彼との接触などを通じて「行」の教育をすすめる考えを深めていったと考るのが妥当だろう。

（３）　葉隠精神昂揚の風潮

集団勤行運動が提唱・実践された背景を考える上では葉隠精神の昂揚という社会現象もまた看過できない。佐賀藩士の山本常朝の談話を田代陣基が筆記したものとされる『葉隠』は，肥前武士道の経典と言われて既に明治期からその全集，解釈本が何冊か出回っていたが，国民精神総動員運動の頃にはそれへの注目度がぐっと上昇した。先に論じた大倉邦彦をはじめ，大学の教育学者においても葉隠について論じられる時代になっていた(17)。そこでは葉隠の特徴として「蝮蛇の如き大執心と尺蠖の如き漸進主義」(18)，「精神一到何事か成らざらんの強烈無比の精神主義」(19)といった性格が指摘されていた。

当時出回った葉隠全集，解釈本の内容を検討すると，須古村青年団によって論じられていた集団勤行の特徴に共通する点が随所に垣間見られる(20)。

勤行が絶言的で論理や概念では規定し得ないということに関しては，全集の中に「武士道に於て，分別出来くるときは，早後るるなり。忠も孝も入らず，武士道に於ては，死狂ひなり。此の中に，忠孝は自らこもるものなり。」，「忠の不忠の，義の不義の，当介（あてがひにて適当の意）の不当介のと，理非邪正のわたりに，心の付くがいやなり。」，「万事を捨てて，奉公三昧に極りたり，忠の義のと言ひ立て上げたる理屈が返す返すもいやなり。」と，全集では「分別」や「理屈」が否定的にとらえられ，一心に「死狂ひ」「奉公」することがよしとされる。そのことを，解釈書の一つは「武士道に理屈は禁物である。【中略】理論で他を克服するといふやうなことでなく，実践を以て人を動かすといふのでなければならない。」[21]として，「理屈」「理論」の否定であると解釈している。

勤行が無言で行われるべきだということに関しては，全集には例えば「大人は，言葉すくなきものなり。」，「物言ひの肝要は，言はざる事なり。言はずして済ますべしと思へば，一言も云はずしてすむものなり。」と，言葉数少ないことを望ましいことだとする話が載せられている。

また，「腹」を鍛え，「胆力」をつける教育が重要であるという主張に関しては，「腹」という言葉自体は葉隠全集では出てこないものの，それにつながる言い回しが，例えば全集では「胸すわりて進むなり」とあらわれていた。「胆」という言葉は解釈書の一つに「現代に於ける知育教育の偏重は，往々にして此の信念を養ひ，胆を錬るといふ方面の修養が閑却視されがちである。」[22]のようにあらわれていた。

このように須古村青年団が勤行の核心部分で論じた事柄に共通した事柄が，葉隠全集，葉隠の解釈書においてあらわれている。もちろん，この分析をもって須古村青年団の勤行研究が葉隠に根ざしたと言うのではない。ただ，須古村青年団の所論に通ずることが葉隠全集や解釈書にあらわれていたということから，須古村青年団の研究が至極受け入れられやすい性格のものであったことは十分に考えられるだろう。

葉隠精神昂揚の風潮を探る上では，県の指導者の口から葉隠精神が県民に徹底していることが論じられている事実も重要な意味を持つ。県が文部省へ国民精神総動員運動における「県民ノ態度」を報告したこの文章では，「佐賀魂」という言葉が幾度も登場し，その「佐賀魂」は次のように葉隠に関連づけられながら述べられている。

> 由来本県民ハ祖先伝統ノ血潮ヲ承ケ尽忠報国ノ意気ト熱意ニ燃エ他ニ決シテ後レヲ取ラザル佐賀魂ヲ有シ，今次ノ聖戦ヲ起サルルヤ時致レリト県民ノ意気ハ弥ガ上ニ昇揚シ佐賀魂ヲ発揮スルハ此ノ秋ナリト期シテ帝国政府ノ方針ヲ絶対的ニ遵奉シ仍テ銃後後援ニ対シテモ「葉隠四誓願」就中「大慈悲ヲ起シ人ノ為ニナルベキ事」ノ大精神ヲソノママ同心協力，銃後後援ニ涙グマシキマデニ努力シツツアリ【中略】之ヲ要スルニ祖先伝来ノ佐賀魂ノ発露ニシテ「まごころ」ソノモノヲ以テ銃後ノ後援ニ努力シ万遺憾ナキヲ期セリ，或ハ忍ブベカラザルヲ忍ビ為サズニハオレヌ葉隠精神ヲ基調トセルモノニシテ伝統ノ県民性ノシカラシムル結果ナリ[23]

この引用中には「葉隠四誓願」から「大慈悲ヲ起シ人ノ為ニナルベキ事」が引かれており，その精神をもって県民が運動に努力しているとされるが，文中の「他ニ決シテ後レヲ取ラザル」も四誓願の一つ「武士道に於ておくれ取り申すまじき事」からとられたものと思われる。葉隠精神，佐賀魂，県

民性が，互いに通じ合うものとして認識されているのである。また無論，県民が実際にどうであったかはさておき，葉隠精神に則って活動していると報じられたことはその風潮を増長させるものとして一定の意味を持ったであろう。

こういう情勢下であったから，ジャーナリズムにおいて青年団関係の記事が掲載された場合でも「葉隠青年団」[24]「葉隠若人」[25]などの言葉を使った説明がなされたりした。佐賀県師範学校の葉隠研究会によっては「葉隠青年に付きては，最もよく葉隠精神を体験し，理解することによって特殊的郷土的性格を益々発揮し，国家の回転は，葉隠青年をしての目標に邁進する事こそ，葉隠青年の使命であり，その教化指導に当る者の主眼点であらねばならぬ。」[26]という青年教育の理念が論じられている。

このようにいろいろな場面において《佐賀－葉隠》という図式を連想する風潮が日の丸勤行運動の背景に存在した。日中戦争の進行過程においてこの風潮は一層高まっていったものと考えられる。

4．実際の日の丸集団勤行運動の様子（三日月村青年団の農業報国運動）

小城郡三日月村青年団は，集団勤行によって三日月道場を建設〔1940（昭和15）年に完成〕し，佐賀県においては1939（昭和14）年８月から始められた（大日本青年団など中央の指導としては同年４月頃から開始された）農業報国運動では，佐賀県連合青年団，佐賀県農会，大日本青年団からの委託を受けて共励大会を実施，また同年11月に大日本青年団から表彰を受けるなど，この時期大変めざましい活動を展開した青年団であった。

当時の三日月村青年団は，団長に議員を，顧問には村長，助役，小学校長，在郷軍人分会長などを据えた典型的な官製青年団であり，その性格は例えば，三日月道場の目的に表れている。即ち，三日月道場の目的は字句を一部変えた（「県民性」「民風」をそれぞれ「村民性」「村風」と変えた）以外，県立春日山道場規則そっくりそのままなのである。このように県の指導方針に忠実に沿う姿勢をとっていた三日月村青年団は，如何に集団勤行が実践されていたのか，特に県や須古村との認識の共通性を検証するには，適当な対象である。

農業報国運動当時の三日月町青年団の勤労作業の様子を写真帳で見ると，「召集令状」に書いてある服装の指定は「団服　巻脚絆　草鞋」となっているが，団員の活動の様子を撮影した写真では，団員は，白襦袢，巻脚絆，日の丸が描かれた鉢巻きを着用した姿で写っている【写真1,2】。農業報国運動は土木・建設作業を中心に勤労作業を実施してきた青年団に対して更に，農業生産の拡充と主に応召農家への農作業奉仕をすすめていく運動であり，日の丸集団勤行運動の発展的解消というわけではない。であるから，依然として集団勤行運動の特徴は存続し得たのであり，この写真によって実際集団勤行が一時的ブームで終わったわけではないことが分かる。

この写真帳では，三日月道場建設や道場での訓練を写した写真の見出しは「集団勤行」と表記されているが，村の人々に対する農業奉仕的活動の様子を撮影した写真の見出しは「勤労奉仕」と表記されている【写真１，２】。また，『三日月町史』（1985年）に挙げられている当時の青年団の事業項目を見ると，ここでも同様に両者が混在している[27]。

【写真１】

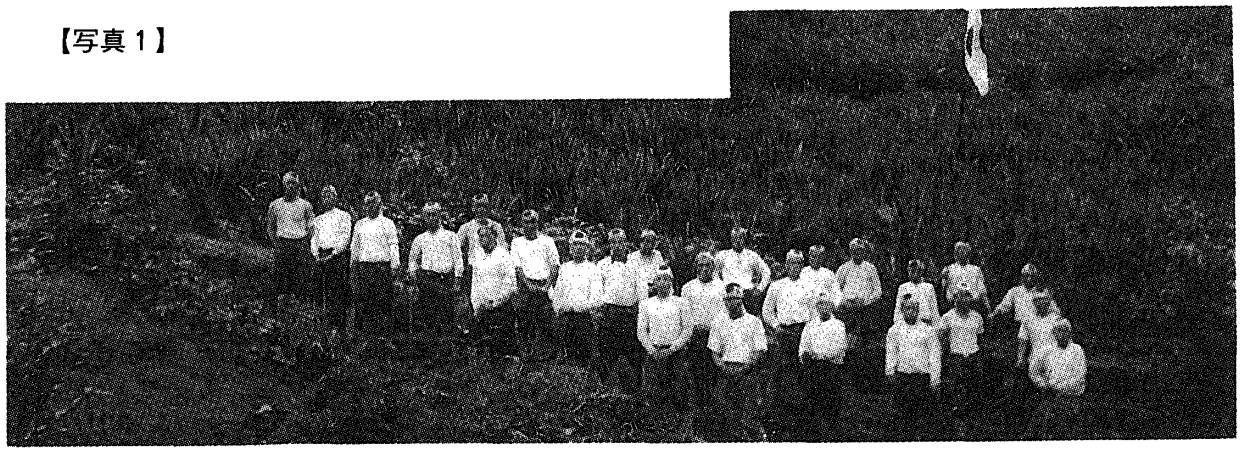

（行勤團集）練訓活生るけ於に場道月日三

【写真２】

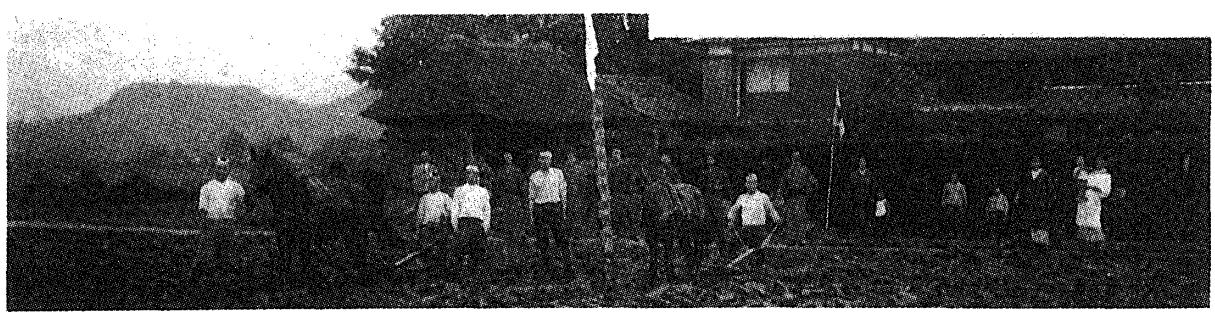

（物立）仕奉勞勤耕馬

【写真３】

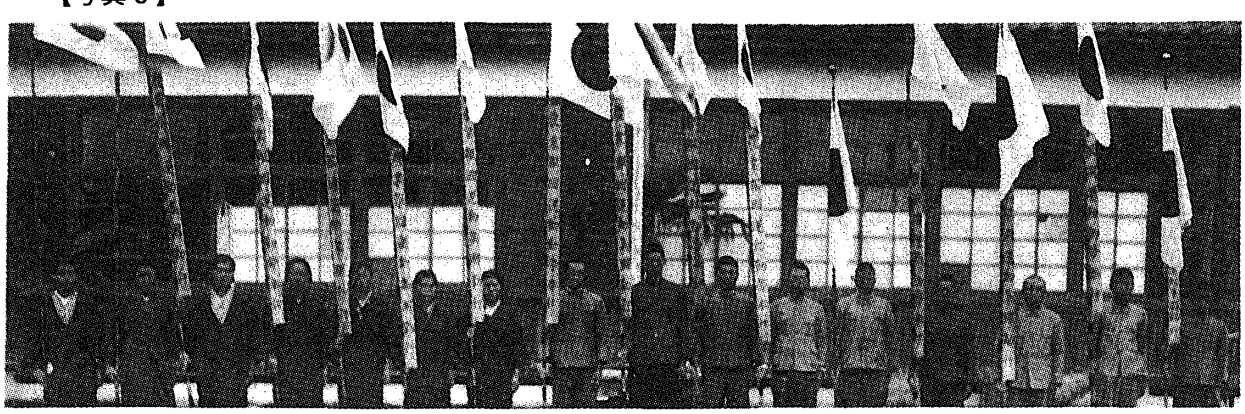

旗班動運國報的体團

写真は，いずれも三日月村男女青年団編『昭和十五年十月二十四日　大日本青年団・佐賀県連合青年団・佐賀県農会嘱託農業報国活動記念写真帳』（江里口義広氏提供）より転載。

更に【写真３】では，幟と日の丸の旗とを組み合わせた班旗を持った男女青年が写っているが，この集合写真中の班旗16本のうち13本には幟が付いており，このうちの７本の幟には「農業報国運動集団勤行」と記され，６本の幟には「農業報国運動勤労奉仕」と記されている。

以上のことから，表記の上では意図的に二つの表記が使われていたことは間違いない。内容的に区別する点がないのに2種類の表記をするとは考えられないから，内容的に何らかの区別がされていたものと思われる。この混在の状況から判断すると，三日月町青年団では土木・建設的行事，訓練的行事に「集団勤行」という呼称を用い，奉仕的行事には「勤労奉仕」として望むのが通例であったとみられる。しかし，「勤労奉仕」だと説明される事業の写真【写真2】の中に「農業報国運動集団勤行」と書かれた幟が付いた班旗が立てられているのである。ここで第一に考えられるのは，勤労奉仕と集団勤行とを厳密に区別していなかったということである。第二に考えられるのは間違って班旗をもってきたということである。この場合，そういう失態は記念写真帳に掲載されても気になるような次元ではなかったということである。

また「勤労奉仕」という表現があるということ自体，県通牒のように「単ナル労働奉仕」ではなくて「勤行」なのだという認識で「集団勤行」を称していたのかどうか疑わしい。加えて【写真1，2】はいずれも作業中の姿を撮影したものであるが，いずれにおいても写真機に注視させられており，指導者側に「一心不乱」の「行」を実施しているのだという認識があったかどうかも，疑わしくなってくるのである。

結　び

佐賀県の日の丸集団勤行運動では県の指導によって日本国体の象徴である日の丸を掲げることが推進された。集団勤労作業に対しては当時，欧米の模倣にすぎないという批判が出たりもしていたから，そういう状況下で佐賀県のような日本色を強調する対策がなされることは青年団が時局に見合うように組織化される上で大きな意味をもった。

しかし，日の丸集団勤行運動で重要なのはそれよりもむしろ，「勤行」としての性格であろう。県段階，更に町村段階，一層具体性を帯びたはずの段階で，強烈な精神主義に則ったことである。適度に「郷土主義」に則ることの要求される青年団指導であったから，佐賀においては郷土の葉隠精神昂揚の風潮にのっかって，自ら理論・理屈を否定して「かたち」を選択する道をとるに至ったのである。

もちろん，これをもって全国的傾向として，忠孝イデオロギーに理屈がいらなくなったとか，一層超国家主義に陥ったとか言うことはできない。しかし，佐賀県ではこの運動を通して佐賀県青年団の指導は「絶言的」な勤行によることがはっきりとしめされたのである。

注

（1） これらの指導のうち文部省通牒は，直接には「中等学校以上ノ学生生徒」に対する指導であったが，青年団員が青年学校生徒に重籍するという実際があったから，青年団としてもこの通牒に対応する動きをとることは自然であったと考えられる。

（2） 本稿でとり上げる佐賀県の日の丸集団勤行運動以外には，たとえば福岡県の黎明運動，宮崎県

の祖国振興隊，長崎県の自強奉仕団など，いろいろな特徴を有した集団勤労作業運動が実施された。

（3） 学第九四二号県通牒「集団勤行運動要旨」（『佐賀県連合青年団嘱託　青年団集団勤行ニ関スル研究』〔佐賀県杵島郡須古村青年団，1940（昭和15）年〕より再引。本稿の中での「集団勤行運動要旨」の引用はすべてこれによった。）。

（4） 熊谷辰治郎『大日本青年団史』〔1942（昭和17）年8月〕中の「大日本連合青年団大会・大日本青年団大会ニ於ケル協議題及ビ議決，宣言，決議，諮問案竝ニ答申」を参照されたい。

（5） 瀬尾芳夫『国旗「日の丸」問答』，国民精神総動員中央連盟，1938（昭和13）年。

（6） 『佐賀県公報』第三〇五一号。

（7） 須古村青年団『佐賀県連合青年団嘱託　青年団集団勤行ニ関スル研究』，1940（昭和15）年。

（8） 前掲（7）。

（9） 前掲（7）。

(10) 前掲（7）。

(11) 前掲（7）。

(12) 前掲（7）。

(13) 「地方に於ける国民精神総動員の概況（佐賀県）」『文部時報』第607号，1938（昭和13）年1月。なお，これを報告した者として名前が挙げられているのは佐賀県視学官柳田加藤次。

(14) 大倉は1925（大正14）年9月に，郷里の西郷小学校へ講堂と実習田を寄附，姉川地区に神社神殿を寄贈，1937（昭和12）年竣工の神埼農学校道場に資金寄附を行なうなど，教育施設設置をめぐる郷里との結びつきは強かった。

(15) 佐賀県『昭和十四年四月　社会教育概要』。

(16) 大倉はここで集団勤行という用語が文部省通牒に登場しているかのような表現をしているが，集団勤行という用語は文部省通牒中には出てこない。

(17) 士族の家系に生まれた大倉邦彦も，「かやうな葉隠精神の流風余韻は今尚ほ芳ばしきものがある。学ぶべき生活行の典型であらうと思ふ。」と，「行」の教育という観点から葉隠を高く評価している。

(18) 寺沢巌男「葉隠武士道に現れたる意念」『教育学研究』第4巻第7号・第8号，1935（昭和10）年10月・11月。

(19) 乙竹岩造「葉隠の教訓に現れたる武士道の精神」『教育学研究』第7巻第8号，1938（昭和13）年11月。

(20) 本稿における葉隠全集からの引用はすべて中村郁一編『鍋島論語　葉隠全集』〔1916（大正5）年初版，葉隠記念出版会発行〕による。

(21) 大木陽堂『葉隠講話』，三笠書房，1938（昭和13）年。

(22) 大井虔堂『信念の書・葉隠読本』，現代社書店，1937（昭和12）年。

(23) 文部省『道府県国民精神総動員実施状況』，1939（昭和14）年。

(24)「葉隠青年団第十一回総会」『佐賀郷友』第9年第2号, 1937(昭和12)年2月。

(25)「秋光浴びて堂々／若人五千分列行進／佳歳奉祝令旨奉戴青年団動員大会の盛観」『佐賀新聞』1940(昭和15)年10月11日

(26) 佐賀県師範学校専攻科葉隠研究会『葉隠と誓願教育』, 1938(昭和13)年。

(27)『三日月町史』上巻(1985年)に挙げられている資料(848～851頁)が依拠した原史料は現在散逸しており, どういう性格の史料であるか不明であるが, 記述される内容と『町史』編纂担当者の記憶から判断して, 記録簿の類をもとにしたものと推察される。

なお, 本稿作成にあたり, 次の方々に史料の閲覧や所在確認等に関してのご助力を賜りました。お礼申し上げます。

江里口義広氏, 池田保幸氏, 鐘ヶ江輝男氏, 満身信氏(以上三日月町), 平井誠二氏(大倉精神文化研究所), 佐賀新聞社地域情報室。

佐賀県下の青年団における集団勤行

The *Syūdan-Gongyō* on Young Men's Associations in Saga Prefecture

Takehiro Tashiro

In the process of *Kokumin-Seisin-Soudouin* movement, *Kinrou-Housi* (the group services provided through physical labor) were carried out frequently more than before in young men's associations. The forms of the *Kinrou-Housi* were various according to the actual situations of areas. That was why the role of middle leaders (prefectural or town and village officials, principals, teachers, etc.)was important.

In Saga prefecture, the group services were carried out in the *Hinomaru-Syūdan-Gongyō* movement. This paper has the purpose to make clear the ideology and the practice of *Hinomaru-Syūdan-Gongyō* movement.

As a result, the following points were made clear.

1. The peculiarity of the ideology of *Hinomaru-Syūdan-Gongyō* movement was to value form above substance. For example, the works under the rising-sun flag, the ascetic practice of silence, the unison of the national anthem, etc..

   In *Sukoson-Seinendan* (the young men's association in Suko village), the ideology of *Hinomaru-Syūdan-Gongyō* movement was made a strict interpretation. The result was edited as a pamphlet. According to that pamphlet, *gongyou* was *zetugenteki* (indescriable), therefore, form was more important than substance.

2. As the background of *Hinomaru-Syūdan-Gongyō* movement, the following points are given.
   (a) Some trainers in Saga prefecture (prefectural officials in the field of education) were related to Kunihiko Okura, who had been a recognized authority on religious training for young men. When the prefectual *Kasugayama-dōjō* was built in Saga prefecture, Okura funded the project.
   (b) The *Hagakure* was regarded as the origin of the character of the people of Saga prefecture. Some expressions in the *Hagakure* bore close resemblances to some expressions in the pamphlet that made in *Sukoson-Seinendan.*

3. In *Mikazukison-Seinendan* (the young men's association in Mikazuki village), young men who wore towel on which the rising-suns were painted around their heads worked on *Syūdan-Gongyō* and *Kinrou-Housi* under the rising-sun flag. But it is doughtful whether trainers in *Mikazukison-Seinendan* distinguished between the *Syūdan-Gongyō* and *Kinrou-Housi*, because through the two types of flag (one was written "*Syūdan-Gongyō*", the other was written "*Kinrou-Housi*") were made, there weren't used suitable works.